

議事録

R7.2.6 記 測

令和6年度神奈川県剣道連盟臨時常任理事会

日時：令和7年1月17日（金） 17時55分～19時45分

場所：かながわ県民センター 3階 301

出席 常任理事 11名 監事 2名（以下敬称略）
規約28条より定足数を満たし成立した

資料 レジюме
資料1 処分通達文書
資料2 4名に対する今後の手続きについて
4名に対する弁明聴取について（報告2）
（資料1・2については常任理事会終了後回収）

議長 幸野 實（司会進行：小山 則夫）
議事録署名人 監事 滝澤 建治 監事 吉野 和世

資料確認 17:55

1. 一開会一 17:55

2. 会長挨拶（幸野）

「皆さん、こんばんは。9日の理事会に引き続いて、まだ日にちも経っていませんが、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。先生方もご承知のように、我々に対しての処分、それから前会長を含んだ4名の方の今後の対応をどうしていくかが非常に大事な議案です。今日はこの2点で、非常に重い内容でございます。どうぞご審議をいただきたいと思っております。

9月5日の特別委員会の第1回の報告が野見山先生よりあり、我々執行部理事に対する処分として、文書注意・口等注意等の処分は逃れられないものであるという但し書きがあります。しかし、その後、幹部会議にかけて、答申にある処分は幹部に限ろうという話がありましたが、現在まだ実施されていません。特別委員会から提案・提言があったにも関わらず、これが実施されていないのは、やはり不適切と言われてもしょうがないのではないかとということで、1月9日に事務所で処分を実施したらどうだろうかという提案がありました。

私は、この問題は非常に重要であり、前々から、どのタイミングでどういう処分をどのような形でしたらいいのか、考えておりました。突然に野見山先生からの問いかけに、私は前々から先生がご提案されたことに関してはほとんど先生の通りでよろしいのではないかとお答えしてきたけれども、このことについて私は、色々と考えがあり、第一に全剣連に、お伺いをたててやりたいので、聞いていただけないだろうかとお願いをしたところ、早速に問い合わせをしていただきました。

その結果、中谷専務理事から今はそのことにはお答えできないというお返事でした。理由としては、今結論を出しても先々いろんなことがあるので、神奈川で決めたことを挙げて、それを精査して、全剣連がどう対応するのかを考える。そのようなお話でした。この問題は、ご承知のように新聞にも掲載され、いろんな方面から注目されており、理事会では、会員・理事の皆さんからどのように責任を取るのだというような声もありました。処分はどのぐらいにしたらいいのか。人それぞれ考えがあると思います。そんなことで、監事の滝澤先生にお伺いをし、色々考えをお話して案を一応準備はしてまいりました。

皆さん、会議に毎回出ていますから、よくご存じでしょうが、あまりご意見を出していただいております。皆さんのお考えや忌憚のないご意見をいただいて皆さんの了解のもとに処分を実施していきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。」

3. 議題

県剣道連盟における諸問題について

1. 幸野前副会長他5名に対する処分について 資料1参照

前幹部4名による不正経理問題に関連した、当時の副会長及び常任理事に関する連盟内処分について（法人化委員会 野見山）

（提案事項）

- ① 処分対象者：前会長当時（最終年度）の副会長のみとする
- ② 処分内容：口頭による注意処分とする。
- ③ 上記①、②の理由：副会長として規約を把握し適正な運営を補佐できなかったことに対する処分とする。
- ④ 処分通達者：監事とする。
- ⑤ 処分通達文書（資料1）

この問題について特別委員会からの提案に従い、幸野先生が常任理事までやはり責任はあるということで処分の対象として提案した。

しかしながら、③のところにもあるようにこの事案に対して私たちは覚知すること

ができなかった状態で、お金の問題は全く知らなかった。ましてや常任理事は、そういう立場にはなく、また会長を直接補佐するという役割は私たち副会長にあるということを重ねて重くうけとめた。

今回の処分の内容について対象となる内容は、会長に対する適切な運営を補佐できなかった、規約を十分に把握していなかったという点に尽きると考える。したがって、対象者はやはり前会長当時の副会長のみということで、資料に挙げている6名に絞ることとした。

内容は、元々事案が発覚した段階での処分内容で処理すべきではあるが、これも特別委員会から指摘があったように、3種類という非常に重い処分ばかりであるということで、そこまでの必要はないだろうという提案をいただき、その事案発覚後に作成した処分に対する規約に則って、前会長時の副会長に対して口頭での注意処分とした。

資料1にある文面で今回処理をしたいと思う。処分対象者は前会長時の副会長6名、そして内容は口頭による注意処分ということとした。ご意見をいただきたい。

(笠村)

処分の内容はお待ちいただけるそうである。

前理事会で発表すればよかった、私も言ったが、私たちは副会長として前会長を補佐できなかった。今、野見山副会長が言った、非常にその責任の重さは痛感している。そのために私たちは辞職・退陣する。これは当たり前である。

今までやってきた経緯で言うと、長らく副会長として、野見山先生は12年間と1番長く、次に幸野先生、あとは4年・2年と続いている、補佐できなかったということは非常に厳しい状況ではないかと思う。新しい体制になるが、その場合に私たちはもちろん辞職する。その代わり、常任理事・副理事長以下、理事の方はある程度処分を考えていいのではないか。ある程度のけじめをつけるのが筋ではないかと私は思う。

以前佐賀県では、2021年にお金の問題で税金申告しなかったということで、会長・副会長兼理事長は全員辞職した。そういう経緯もあり、私たちは、もちろん補佐できなかったということは自分自身もわかっていることから、これで引いて新しい体制で挑むのが1番ベターではないかと。やはり副会長はじめ、常任理事もある程度注意処分が必要じゃないかなと私は思う。皆さん方の意見はどうかと思い、一応話をした。

(幸野)

ご意見のある方は、発言には責任を持っていただきご意見をいただきたいと思います。

(滝澤)

笠村先生からの辞職という話の中の私たちはというのは、どなたからどなたまでを指しているのか。

(笠村)

幹部である。

(滝澤)

先ほど副会長が、会長を補佐できなかった責任が大きいということで、副会長のことを指していると思い確認をしたが、常任理事の方はいかがだろうか。

(笠村)

副会長以上はもちろん辞職する。新しい体制もできた。常任理事も一緒にいたのだから処分対応しなくてはいけないのではないかと思い発言をした。

(滝澤)

常任理事もという意味で発言をされたということは、今日ここに出席の常任理事の皆さんということでよろしいか。

(笠村)

注意処分程度はしなくてはいけないのではないか、そうでないと筋が通らないと私は思う。要は、幹部である。

(野見山)

幹部は、幹部会議を構成するメンバーであり副理事長以上である。常任理事は執行部役員ではあるが、幹部ではない。

(笠村)

その役員というところでどうなのかということに私は疑問を持っただけであり、皆さんのご意見はどうか。

(滝澤)

そこを明確にしてほしい。でないと、意見を出しにくいと思う。

(野見山)

執行部役員全員なのか。執行部役員の中には常任理事が入る。

(笠村)

副会長以上はもちろん辞職というか、辞任するが、そのほかの方を皆さんどう考えているか、私は聞きたい。

(滝澤)

そのほかの方というのは、どの方たちを指しているのか。もしくは名前・役職でもいいので教えてほしい。

(笠村)

今日のメンバーである。

(幸野)

役員と幹部は違う。

(滝澤)

常任理事全員が、辞職すべきだと。

(笠村)

辞職ということではなく、ある程度の処分が必要ではないか。口頭注意や戒告等私はもちろん辞職するが、それが筋ではないかと。皆さん方の意見はどうかと思った。

(野見山)

笠村先生の意見が少し混乱しているような気がする。

辞職というのは、その職にある時に辞めるのが辞職であり、時期が来てやめた場合は、これは辞職ではなく任期が終わったということで、辞職という言葉は使わない。役員に就く、就かないという表現は、辞職ではなく、辞退をするという言葉になる。辞職という言葉が使われているが、もし辞職という言葉を使うのであれば、例えば今日この日付で辞めるというような場合は辞職に相当する。ただ、3月31日をもって職を終えるという場合は辞職という言葉には該当しない。

それから、今現在提案しているものは、前理事会で一応承認はされていて、新しい規約の中の1番軽い処分を幸野先生以下当時の副会長について行うということであり、幹部以外の常任理事の方に同じ処分を下すのか、幹部はもう少し厳しい処分として常任理事に1番軽い処分、口頭での注意をするのかという話になってくる。

それからもう1点、4人の方の中で少なくとも特別委員会の中で話をしている中で、非常にやったことはまずかった、お金は全部返すという方がいる。それから、本

来、自分は監事のつもりではなかったため、監事としての仕事としてはやはり十分ではなかった、お金についても返す。ただ、自分の処分については、自分がやってきた職務に対する実像に軽減してほしいという意見の方もいる。そこら辺の兼ね合いも合わせて、会長にも承認いただき、今回の処分を幹部だけ、その幹部の中でも前会長時代の副会長だけとしている。

これは連盟としての処分であり、個々の先生方が、その後自分でどのように考えて、自分で自分の身を律することを申し出るかどうかは、それは連盟の処分ではなくて個々の判断になる。

(澤部)

私としては、11月16日に野見山先生がマスコミの対応をさせてくれということで、代表でマスコミ対応をした。

その中でどういうことを野見山先生が言ったかということ、この8年で3583万円の不正経理があり、報酬を32名が貰っていたというようなこともそうであるが、その中で、「本件を重く受け止めており、再発防止に向けて組織体制を一新したい」と述べている。それが期待されている。そのことについて野見山先生はどう考えているのか少し疑問で、話を聞きたい。

(野見山)

話が今の話と違う内容になっていて少し戸惑いがあるが、私が一新するというのは、前の体制を一新したい、つまり会長が決めればそれで済むという、規約を無視しても構わないという体制ではいけないということである。

それから、それを実行するのが誰かというのは、できれば私たち以外の人にやって欲しいと思っていたが、流れの中で責任を取ってやりなさいと私に言われたので、少なくとも自分の任期、この前選挙で選んでいただいたので、この2年間の間にどこまでできるかわからないが、法人化という名を実体化していきたいと思う。それが私の責任であり、私の責任の取り方だろうと思っている。この点に関しては佐藤副会長や小山理事長も全く同じで、終わったら早くやめようというのが本音だが、この2年間、責任を全うするという意味で法人化を実現し、定着させたい。

笠村先生、澤部先生、何か誤解しているように思うが、人の責任の取り方はそれぞれあると思う。人の足を引っ張るといようなことは絶対にお互いにやめたいと私は思い、私が言ったことは昨年10月から1度も変わっていないことを再度申し上げ、答えとしたいと思う。今日はそのような問題ではなく、1番の問題は、皆さんの意見が欲しいのは、会長も了承済みの提案、前会長時代の6名の副会長に限って、新しい規約ではあるが、処分として口頭での注意で済ませたい。常任理事に関して言えば、その罪を問うことは非常に難しい。現実には1年分ではあるが、返金をし、十分に反省

の意を示しているということで、責任を問うつもりはないというのがこの提案の内容である。

(澤部)

組織体制を一新すると、野見山先生の考えで述べられたと思う。

12年間副会長をやった野見山先生、8年間やった佐藤先生、大久保先生は副理事長という幹部として2年、それと宮崎史裕先生ということであるが、12年やった、また8年やったということは、古い体制の中の間人ではないかと一般社会通念上では考えられると思う。その方が4月1日からの新しい体制の中で神奈川県剣道連盟を運営していくということは、少し私としては、間違っているのではないと思われる。

このことについての意見は私の意見であるが、今日は忌憚のない意見を言ってくれとのことで発言している。4月1日から辞めることが決まっているから、ある程度言えるのではないかと思ひ、発言させてもらっているが、そういうことであるべきではないかと私は思っている。

(滝澤)

ちょっと待ってください。監事として今日の会議は、こういう会議ではなかったはずである。おかしい発言が随分出ているため、指摘させていただく。

まず、幹部は辞職しろという発言は、最初笠村先生が、私たちはというのは、どなたまでかという問いに、幸野会長も含めた副会長全員ということで、いつ辞めるのか、例えば今日だとしたら、後半の4月1日まではどうするのかという問題もある。それを今日中になんとかしなくてはいけなくなる。

それから、常任理事も責任を取るべきだということが発言あったが、これはおかしい発言です。常任理事は幹部が幹部会にかけてお願いして仕事をしているわけであり、その人たちに、君たちも責任あるからやめろというのは、常任理事の中から我々も知らなかったとは言いながらも責任があるため、身を引かしてくださいという話が出るのであればともかく、お願いした幹部の側から、やめろというのは、筋違いの話ではないだろうか。

その辺を明確にしなければ、誰が何の話をしているのかということで話はまるで違ってくる。これはきちんとしないと、この後に常任理事は発言もしにくく、できなくなってくると思う。

(幸野)

最初の挨拶で「どうぞご意見がありましたら言ってください。」と言ったが、議題に沿った意見でないとおかしな方向に行ってしまう。発言に責任を持ってというのは、なんでも思っているもの全て吐き出せて言っているわけではない。

私は個人の意見として色々述べてくださいとは言ったが、この議題に沿って、今日は何をするのか、そこはしっかりと対応してもらわなくてはと思う。会長としてしっかりと皆さんに自覚してもらいたいと思う。

今日の議題はここに出ている。これ以外の問題は、時計の針を戻すようなもので、理事会で決められたもののことに関してまたくすぶったようなこと言うならば、前には進めない。このところをしっかりと自覚して欲しいと思う。

(伊藤)

私が話をしたいことは、滝澤先生と幸野会長から話があったが、澤部先生の発言について、選挙管理委員会の委員長として一言苦言を申したいと思う。

定款に基づいて選挙を実施し、その選挙の結果を否定するような発言は、これはいかなものかと。定款規則で、このような形で選挙を行う、立候補者は立候補をする、ただし立候補する条件としてこのようなものをきちんと明言する。

そういった選挙に基づいて厳正に代議員と理事で選挙が行われ、結果として選任され選出されたと、それを否定するような発言は、選挙管理委員会の委員長を務めた私としては発言すべき問題ではないと思う。

2点目に今日の議題にある処分について、もう一度特別委員会から報告した内容について皆さんに確認して欲しいと思う。特別委員会で報告した資料（今回の資料ではない）の5ページに懲戒処分の対象外にするものということで、これは重富弁護士とも色々相談をしていた。今回の問題は、恣意的に不正な支出に関与したもの、あるいは何も分からずにその支出を受け取ったものということで、判断は大きく分かれるということである。

それで、積極的に不正に関与していないと判断できる28名については処分対象外とし、返金請求もしないものとする。28名のうち令和5年度の受給者は20名で、すでに受給額を自主的に返金している。また、令和5年度において、28名の中では不正受給していないものが8名いる。令和5年度不正受給者の役職者に対しては文書注意あるいは口頭注意等の処分相当とするというような内容で報告をした。報告については、幹部会でも理事会でも承認されている。この報告を受けて、今回不正受給者で役職者に対する文書注意に関してどのような形を取ろうかというのが今日の議題だと私は思っている。

質疑

(安藤)

口頭注意ということで、この口頭注意は誰がするのか。

(野見山)

人が行うということになるが、基本的にはこれは連盟が下す処分となる。当初は幸野会長が、残りの前副会長に対して口頭注意をし、幸野会長には滝澤監事からという

案を考えたが、やはりそれはおかしいと思い、発覚時全員副会長だったため6人一緒となると非常に難しいことになる。

考え方によっては理事長が処分の内容を連盟として発言するというのも可能だが、監事がいろんな意味での監査を担当しているということで、監事の口を借りて連盟が処分を行うと理解していただければと思う。

(幸野)

安藤先生からの質問に少し答えると、現在の規約では第14条に、会長はこの連盟の一番の責任者となっている。15条には、監事の職務がある。監事は、監督して事柄をしっかりと正すという意味である。野見山先生も言っていたが、我々も難しいところだと考えた。しかし、私の考えとしては、私が口頭処分を伝えるとなると私には私以外の方から別の形でやらしてもらわなくてはいけないのではないかなと思う。

処分については、今までの説明にもあるが、(当初の)懲戒処分は3つしかない。除名と3ヶ月以上1年未満の資格停止、もう1つは戒告である。3つとも非常に重い。それで、法人化に向けて新しい懲戒規定を作り、その規定を適用するという考えで、先ほども野見山先生から話あった。色々考え、そして早くすればいいではないかというような声もあったが大事なことであるから全剣連にもお伺いした。(全剣連からは)現時点では回答できない、神奈川での結論をみてどうするかを考えるとと言われた。

責任の取り方は色々あるため、残る人も大変であり、やめる人もいる。私は9日の日に挨拶の中でこのことを申し上げた。本当に現実を考えたら人それぞれ考え方があると思う。

いつまでも決まらないということではいけないため、今日こうして案を出した。そのことを皆さんにお伺いしているわけである。先生の質問、確かにそうである。どこに根拠があるのかというと、注意する人は誰かを考えたら現時点で考えると、大変ではあるか監事が剣道連盟の処分を下す形でやりたい。

(野見山)

もう1点、追加させていただきたく思う。今回、話をしている中でこの処分の内容について、これは口頭での注意処分であり、記録に残す必要もなく、履歴書にも残す必要はないものである。

ただ、処分を受けたという事実があり、先ほど常任理事もと言われたが、現役がたくさんいる常任理事を処分するのはあまりにも負荷が大きすぎる。記録は残らないが、やはり人の口に戸は立てられないことから、処分を受けたそうだという話になるのはあまりよろしくない。それほど悪いことをしているわけではないということで、副会長に絞っている。

(重富)

若干補足をさせていただくと、規約の中で懲戒に関する規定というものがあり、そのうちの第4条、資格停止及び戒告を含む処分に関する規定の中で、実際処分する人物は誰かという、「会長は～処分をすることができる。」となっており、一応処分権者としては会長ということになる。ただ、今回のように会長もその処分対象に加わっているような場合、会長が自らをそのまま処分するというのはいささか不自然であろうということで、副会長の方々についてはその会長と同じ今回事案での処分となっているため、そういった意味では、他の副会長の方々を含めての処分をする権限を、その立場を監事に委託することは十分考えられる。

監事はあくまで監事としての役割ではなく、連盟としての処分を代行するという形で今回の手続きがあるかと思われる。規約が想定していないイレギュラーな事態の中での処分ではあり、手続き上それが瑕疵になるほどのものではない。むしろやり方としてはうまくバランスの取れたやり方ではないかと私自身は思う。

(石原)

的外れになったらすいません。

スポーツ協会に報告に行かれたということで、スポーツ協会にどこまで報告をして、スポーツ協会からの指導がどうなるのかを知りたい。

なぜかという、私の職場方に名指しで来ている。保健体育課からもある。その28名～20名中でたぶん名前がスポーツ協会にいつていると思うが、いつているかどうかは、知らない。そこもふまえて確認で、スポーツ協会のうしろには、行政がいて(教育委員会)、行政にもこれからきっと取り調べになると思う。

教員はこの中で私しかいなく、たぶん別の形で処分が私には出てくるのではないかと思う。スポーツ協会にどの程度まで話をしたのか、嘘は言えないため、名簿が上がって、なおかつどの程度まで28名～20名の内容を報告していたら知らせていただきたい。

(野見山)

初回は伊藤先生と私と会長の3名で、2回目は伊藤先生と私の2人でスポーツ協会に行った。最初にスポーツ協会から連絡があった内容は、県のスポーツ課に報告するものであり、全ての資料と証拠となるものは提出しなさいということで、個人名・金額も含めて提出をした。2回目に話をした時には、4名の弁明と交渉の経過を教えて欲しいということで、その経過を全て報告した。その時に言われたことは、今回で呼び出しは終わりであり、4名の対応が最終的に決定した段階で、内々の話し合いで決まった人、裁判になることが決定した人で、それぞれの連絡をメールで報告すればよ

ろしいといわれた。

同時に、スポーツ協会は県の外郭団体といえる団体であり、スポーツ協会に加盟している団体における不祥事のため、何もしないというわけにはいけないと言われた。たぶん、個人を特定したような処分ということは、考えていないと思うが、これから先の連盟としての対応によっては、連盟に対する処分というものが、どの程度かわからないがくるだろうと思う。

その時に、もう1つスポーツ協会の専務理事から言われたのは、全剣連はどのような対応をしているのかというのを聞かれたため、全て逐一報告していると回答し、「全剣連から神奈川県剣道連盟に対する処分というものがなければいいですね。」という話があった。ということは、もし全剣連からの何らかの処分が連盟として下されるってことになる、スポーツ協会の対応はより厳しいものになると考えざるをえない。

***1の議題について全員挙手により承諾。**

滝澤監事より口頭注意を実施。(資料1を読み上げる)

(野見山)

今日はやむを得ない用事で佐藤副会長が欠席となっている。
佐藤副会長については、別途機会をもうけて会長から同文章で伝えたいと思う。

(幸野)

ただ今、神奈川県剣道連盟より口頭による注意処分が下されました。
今後ともこれを反省の糧に、注意して行動してまいりたいと思います。皆さんにおかれましても、十分ご注意の上今後とも剣道連盟の発展のためにご尽力をいただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 弁明聴取を行った4名に対する今後の対応について。

伊藤特別委員会委員長および重富弁護士より、経過および処分を含めた今後の対応について報告があった。いままでの方針をあらためて確認するとともに、今後、話し合いで解決に向かう方、裁判になるだろうと思われる方がはっきりとしてきた。

すでに同意を得ていることではあるが、相手方との話し合い次第で、柔軟な対応をしていく必要がある。そこで、今後のことについては、会長と特別委員会に一任するというご承知いただきたい。

いずれにしても、法律上の問題となり、重富先生、特別委員会に任せるといふことになると思う。その点をふくめて、了承いただき、賛成していただければありがたいと思う。

(幸野)

聞いていて、非常に難しいところがある。
我々には、「皆さんどうですか?」と言っても、これは専門的な分野のため、他から話があったように、これでどうって言うわけではなくさらに続いていくわけである。引き続き、重富先生にお願いをして進めていっていただきたいと、私は思う。

***会長及び特別委員会に一任することとしてよろしいか。**

全員挙手につき、承認。

(小山)

次回の会議は、今日の内容の確認と法人化に向けて各種委員会の取り決めがだいぶ出来上がってきたため、確認をしていくところが大きな議題となっている。

(幸野)

先生方、それほど長い時間ではありませんでしたが、内容が非常に難しい内容でお疲れだと思います。皆さんが、連盟に対して本当に真剣な態度、そして考えで向かっていただいていることを私も確認させていただきました。
今後ともよろしくお願ひしたいと思います。今日はありがとうございました。

—閉会— 19:45

次回 1月23日(木) 18:00～ 於 かながわ県民センター(臨時理事会)

以上

議事録署名人 監事 滝澤建治 承認済

議事録署名人 監事 吉野和代 承認済